

平成27年3月26日

## 教育委員会第3回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第3回定例会記録

◇開会年月日 平成27年3月26日(木曜日)

午後 1時59分開会

午後 3時37分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5名

委 員 長	阿 部 邦 英 君	委 員 (委員長職務代行者)	津 嶋 ユ ウ 君
委 員	今 井 多貴子 君	委 員	窪 木 好 文 君
教 育 長	境 直 彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 村 和 雄 君	事 務 局 次 長	草 刈 敏 雄 君
事 務 局 次 長 (震 災 復 興 担 当)	太 田 敏 彦 君	教 育 総 務 課 長	末 永 秀 夫 君
学 校 教 育 課 長	今 泉 良 正 君	学 校 安 全 課 長	宍 戸 健 悅 君
学 校 管 理 課 長	佐 々 木 正 文 君	生 涯 学 習 課 長	佐 藤 徳 郎 君
体 育 振 興 課 長	橋 本 淳 君	学 校 施 設 課 長	柏 春 雄 君
桜 坂 高 等 学 校 開 設 準 備 室 長 佐 補	高 橋 正 能 君		

◇書 記

教 育 総 務 課 佐 補	石 井 透 公 君	教 育 総 務 課 幹	吉 田 直 也 君
教 育 総 務 課 幹	加 藤 陽 子 君	教 育 総 務 課 查	横 山 貴 光 君

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・子ども・子育て支援新制度に基づく認定こども園の保育料について
- ・石巻市立湊こども園園則について
- ・石巻市学校防災基本方針について
- ・第1回いしのまき復興マラソンの開催について

#### 報告事項

報告第4号 専決処分の報告について

専決第9号 平成26年度石巻市一般会計補正予算（教育委員会の事務に係る部分）

報告第5号 専決処分の報告について

専決第10号 平成27年度石巻市一般会計補正予算（教育委員会の事務に係る部分）

#### 審議事項

第14号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

第15号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第16号議案 石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

第17号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第18号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則

第19号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

第20号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

第21号議案 石巻市立高等学校教科書選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令

第22号議案 石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令

第23号議案 石巻市特別支援教育コーディネーター連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令

第24号議案 石巻市学校防災推進会議設置要綱の一部を改正する訓令

第25号議案 石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会設置要綱を廃止する訓令

第26号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱について

第27号議案 職員の処分について

その他

午後 1時59分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、ただいまから平成27年第3回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はありません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、津嶋委員さんにお願いします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 教育長報告

○委員長（阿部邦英君） 本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が5件、報告事項の専決処分の報告が2件、審議事項が14件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、私から各学校の状況、石巻市議会第1回定例会、市立高等学校入学者選抜状況、大川小学校関係についてご報告いたします。

幼稚園・小・中・高等学校卒園式・卒業式・修了式と24日をもって終了し、学年末休業期間に入っています。各校園ともすばらしい儀式的行事を行っていただきました。

それから、4月1日付の人事異動について昨日発表がありました。4月以降の日程は、初任者の着任式を4月2日に、新任校長・教頭等研修会、市教委で行うものですが、これが4月3日に、それから、これまで行ってきた幼稚園・小・中・高等学校長の定例会議ですが、今度こども園の園長も入りまして、幼稚園・こども園長・小・中・高等学校長会議ということで、第1回目は4月10日を予定しております。

次に、2月23日に開会しました市議会第1回定例会は、3月25日に閉会しました。内容については、この後に報告いたしますが、私からは概要をお話しします。

始めに、平成27年度石巻市一般会計予算が議決されました。教育関係では、10款教育費の総額で116億3,692万円、前年比19億4,958万6,000円の増となっています。また、12款災害復旧費のうち、公立学校施設災害費等の教育関係では9億2,567万2,000円、前年比で1億1,387万2,000円の減となっています。

内容では、主な増では教育指導奨励費、小・中学校教育振興費、東日本大震災関係費、社会教育費などで増ということになっております。

次に、一般質問では、18名の議員から通告があり、5日間にわたり質疑を行いました。教育関係では、今、総合運動公園にあります炬火台について、小・中学校の体罰の現状と教員の指導について、蛇田の西部地区の学区再編の考え方について、複合文化施設の進捗状況について、市立幼稚園の運営について、小・中学生のトップアスリートとしての育成について、震災後の学校教育全般について、運動・スポーツの振興について、大川小学校関連では、校舎の保存についてと取り組みの現状についてという内容がありました。

次に、平成27年度市立高等学校入学者選抜結果について報告いたします。

桜坂高等学校では、学励探求コースが120名の定員で110名、キャリア探求コースが80名の定員で79名となり、定員をそれぞれ10名と1名、合計11名下回っております。開校式等を4月8日に予定しております。

次に、大川小学校関連では、4月24日に第4回口頭弁論が開催予定となっております。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君） 今、教育長からお話をありましたけれども、ご質問がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、ないようですので、次に入ります。

---

#### 子ども・子育て支援新制度に基づく認定こども園の保育料について

○委員長（阿部邦英君） 子ども・子育て支援新制度に基づく認定こども園の保育料について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、子ども・子育て支援新制度に基づく認定こども園の保育料についてご説明申し上げます。

表紙番号2の1ページをご覧願います。

始めに、②施策等を必要とする背景及び目的についてでございますが、平成26年12月に石巻市認可保育所等の保育料に関する条例を制定し、平成27年4月1日から開始する子ども・子育て支援新制度における保育料の上限額について定めたところでございますが、この条例の規定に基づき制定する石巻市認可保育所等の保育料に関する条例施行規則において、保護者が負担する保育料について定めるものでございます。

次に、④提案に至るまでの経過についてでございますが、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立したことを受け、平成26年9月に子ども・子育て支援新制度に基づく石巻市立こども園条例を制定し、平成26年12月には、石巻市認可保育所等の保育料に関する条例を制定いたしました。

次に、2ページをご覧願います。

⑤主な内容についてでございますが、新制度に基づく保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本となっていることから、本市においても、保護者等の市民税課税状況等を加味した負担能力により、条例で定める上限額、4歳及び5歳については1万3,800円、3歳については1万6,800円の範囲内において、現行の保育料と同程度の水準で2号認定の保育料との整合性を図り、段階別に設定しております。また、満3歳以上の1号認定の園児の一時預かり保育料については、4時間以内で700円となります。

次に⑥実施した場合の影響・効果についてでございますが、規則で定める保育料の額は、園児の年齢階層、認定区分、保護者等の負担能力に応じ、現在の水準とほぼ同水準となり、大きな影響は生じない見込みでございます。

次に、⑧今後の予定についてでございますが、平成27年3月に石巻市認可保育所等の保育料に関する条例施行規則を制定し、4月に湊こども園を開園する予定でございます。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの報告に対して、ご質問等ありましたらお願ひいたします。  
ございませんか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　それでは、次に入ります。

---

#### 石巻市立湊こども園園則について

○委員長（阿部邦英君）　石巻市立湊こども園園則について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君）　それでは、石巻市立湊こども園園則についてご説明申し上げます。

表紙番号2の3ページをご覧願います。

始めに、②施策等を必要とする背景及び目的についてでございますが、石巻市立湊こども園が平成27年4月1日から開園するに当たり、湊こども園の運営に関する事項を定めた園則の制

定が必要となることから、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の規定に基づき、石巻市立湊こども園園則を定めるものでございます。

次に、④提案に至るまでの経過についてでございますが、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立したことを受け、平成26年9月に子ども・子育て支援新制度に基づく石巻市立こども園条例を制定いたしました。

次に、4ページをご覧願います。

⑤主な内容についてでございますが、教育又は保育を行う日については、月曜日から土曜日までを、教育又は保育を提供する日としておりますが、1号認定の園児については、市立幼稚園と同様に、土曜日や夏期休業日等は行わないこととしております。開園時間については、午前7時30分から午後6時30分までとなります。なお、1号認定の園児については、午前9時から午後1時10分までとなります。

利用定員については、1号認定は30人、2号認定は57人、3号認定は23人の110人としております。なお、4月に湊こども園に入園予定の園児は、1号認定11人、2号認定25人、3号認定15人の51人となります。

また、湊こども園において毎年度実施する教育課程、その他の教育及び保育の内容については、幼保連携型認定こども園教育保育要領を踏まえ、教育及び保育の目標、教育課程表及び保育課程表、教育及び保育の年間日時数並びに湊こども園行事を作成し、毎年4月末までに市長に届け出ることとしております。

次に、⑧今後の予定についてでございますが、平成27年3月に石巻市立湊こども園園則を制定し、4月に湊こども園を開園する予定でございます。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

今井委員。

○委員（今井多貴子君）　ちょっと現場のことになるんですが、主な内容の④のところの教育及び保育の目標、教育課程表及び保育課程表というふうに、これを届け出なければならないということになっていますが、これは本当でしたらばらばらで、保育所は保育所、幼稚園は幼稚園で今まで提出をしていたと思うんですが、この作業は2つ一緒になるということで、これは各担任がやるのか、それとも事務的なことで終わるのか。内容のことですね、保育課程表をつくる人は誰か、年間表をつくって提出するのは誰かということが1つと、あと、それに伴って、

保育所機能と幼稚園機能を持ち合わせるわけですから、各日報というか指導案というのが出てくると思うんです。幼稚園だと年、月、それから週、1日というふうに、たしか決められていたと思うんですが、そういうところの細かい指導というのは、その割合なんですかけれども、1号認定が11人、2号認定が25人といいますよね。それに対して先生方はどういうふうな配置で、この指導案をつくるのは、どんなふうに仕分けされているのか、ちょっと内容が把握し切れていないので、その辺教えていただきたいと思います。

○委員長（阿部邦英君） 学校教育課長、お願ひします。

○学校教育課長（今泉良正君） まず、提出につきましては、湊こども園園長が提出するということになると思います。

それから、ちょっと細かいことにつきましては、まだ私のほうでも把握していない部分はあるんですが、一応、湊こども園、幼保連携型ですので、ただし、学校に準ずるということになっておりまして、幼稚園の今の現状に即した形で教育とかいろんな手続等、指導等につきまして行われることになります。

ですから、今までの保育所とはちょっと違って、例えば校内研究を行うとか、年に一度、指導主事訪問で指導するとか、そういうことは幼稚園に沿った内容になるかと思います。

すみません、あと、ちょっと日報については確認をしておりません。申しわけありません。

○委員長（阿部邦英君） 園長の監督のもとに、いわゆる保育士さんとか幼稚園教諭がつくることになると思うのですが、わかり次第また、次回にでもお願ひします。

○委員（今井多貴子君） 内容が全然違うんじゃないかなと思うので、例えばこの1号認定の子たちは、午後1時10分で終わるわけですよね。それは幼稚園の規定にのっとったこれまでの、古く言えば文部省にのっとったそのやり方でやっていくんでしょうねけれども、1時10分以降に残る2号認定と3号認定の子供たちに関しては、どういう指導案とか、その辺が何か見えない、わからないなと思って、どういうふうに区分されていて、現場は大丈夫かなと思います。動いてしまえばもうできるのはわかるんですけども、私たちのほうにもちょっとわからない点が多くあったものですから、川崎とか、もう施設ができているようなので、見ればわかるかなとは思うんですけども。

○委員長（阿部邦英君） 学校教育課長。

○学校教育課長（今泉良正君） 新制度に基づく認定こども園は初めてですので、ですから、その辺はなかなかまだ統一できないというか、わからないところもあるんですが、そういうところは今詰めているところではあります。もうじき始まってしまうんですけども。

実際、保育教諭になりまして、新しく幼稚園の経験のない先生方は初任研がございます。ただ、この初任研につきましても、今県に問い合わせしているんですが、県でもまだ詰めかねているという状態ではあります。ですから、こちらとしても、じゃ初任研の指導教員はどうするんですかということをお聞きしても、まだ県で詰めかねているというような状態です。

○委員（今井多貴子君） そうですよね。現場が大変だろうなというのが一つあって、幼稚園の場合はカリキュラムがきちつきちつと決まっていて、言語とか音楽とか全てにおいてちゃんと決められていたものがあって、それにのっとって指導案というものをつくっていくんですね。それで保育所は違っていたと思うので、その辺が、過去そこにいた者としては、現場が見えるのでなんとなく不安があります。

○学校教育課長（今泉良正君） 新制度に基づくこども園の指導要領というのはございます。それに基づいてつくるということになります。

○委員長（阿部邦英君） 教育長。

○教育長（境 直彦君） 1号認定の部分は、今までの幼稚園教育と同じような形でちゃんとつくり上げる。2号、3号の認定された子には、保育所としてのものは、またそれはそれでつくっていかなければいけないと思います。

（「同じ先生がつくるんですか」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 同じ先生というか、こども園の先生方で、担任は多分分けられると思います。だから、1時10分で終わって、その後保育をどうするのかというのもあるだろうし、その辺はこども園として運営の形がどういうふうにしてやっていくかと。

だから、1号認定は1号認定で今までのこの教育課程とか教育に関する部分の目標とか教育課程表とか、これは1号認定の部分です。2号・3号認定のほうが後半の保育の目標、保育課程表とか、保育の手段とか、そういうのは2号、3号認定用です。それはきちっと分けてやらなくちゃいけない。それを一緒に、1つの1枚の中にというのは、どういうふうにつくっていくのかはわかりませんけれども。

○委員（今井多貴子君） その辺がわからなくて、内容がちょっと違うんだろうなと思います。

○教育長（境 直彦君） 明らかに1号認定と2号・3号認定では違うと、そこは線引きされているはずですので、それに伴った形でのそれぞれの目標や課程表が出てくると思います。

○委員長（阿部邦英君） 年度初めはちょっと混乱するかもしれません、落ちついた段階で課長方から報告をいただければと思います。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） よろしくお願ひします。

あとございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、なれば、次に進みます。

---

#### 石巻市学校防災基本方針について

○委員長（阿部邦英君） 石巻市学校防災基本方針について、学校安全推進課長から報告をお願いいたします。

○学校安全推進課長（宍戸健悦君） それでは、私から一般事務報告、石巻市学校防災基本方針についてご説明申し上げます。

表紙番号2の5ページをご覧願います。

今回の改訂につきましては、東日本大震災の教訓を生かし、再びこの地を襲う可能性のある地震・津波へのより強固な備えとして、また、他の自然災害等への対応も含め、改めて条件整備する必要がありました。

今年度、本市において地域防災計画が策定されましたことから、これをもとに大川小学校事故検証委員会の24の提言及び各学校からの提言等を踏まえ、平成22年1月22日付の学校における災害対応の基本方針を大きく改訂し、学校防災の充実を図ることといたしました。

それでは、具体的な改訂内容について、別冊の基本方針に基づいてご説明を申し上げます。

本基本方針は児童・生徒、保護者、地域住民にとって安全安心な学校環境の構築に向けて、基本理念と基本方針の2部で構成をいたしました。

1ページをご覧ください。

基本理念につきましては、この石巻を将来担う子供たちが、地域の自然環境や地理的条件、復興状況を学び、発達段階に応じた適切な避難行動をとることができるようとする未来へつなぐ防災教育、日ごろからの備え、いわゆる管理体制の充実を地域とともに図っておくことが重要であることを示した地域ぐるみの学校防災管理、さらに、教職員一人一人及び学校全体の災害対応能力の向上に向けた研修、訓練の充実を目指す災害への対応力を高める学校の3点を柱といたします。

次に、基本方針についてですが、2ページをご覧願います。

3つの基本方針を具現化するために、さまざまな条件を想定した避難訓練の実施、地域防災連絡会の設置・充実、教職員の研修・訓練の積極的・計画的な実施と充実などの基本方針8つ

を具体的に掲げ、各学校が校内における災害対策の基本的事項を規定した学校災害対策要綱にしっかりと盛り込んでいただくように、過日、それぞれの学校には本基本方針を通知したところでございます。

なお、本基本方針は、市及び地域、関係機関等の復興状況を踏まえ、学校防災推進会議で検討の上、毎年見直しを図っていく予定にしております。

以上で概要報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの学校防災基本方針についてのご説明に対して、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君）　学校防災基本方針は、もう既に冊子になって各学校に配付されたということですか。

（「はい」との声あり）

○委員（津嶋ユウ君）　この基本理念とか基本方針に基づいて、各学校には4ページからの別紙資料を参考に各学校でつくってくださいということですよね。

（「はい」との声あり）

○委員（津嶋ユウ君）　そして、提出して、チェック等もするんですね。そういうこともありますか。

○委員長（阿部邦英君）　学校安全推進課長、お願ひします。

○学校安全推進課長（宍戸健悦君）　この別紙資料1からそれ以降につきましては、内容を少々改訂いたしましたが、これまでも災害対応の基本方針ということで、実務的な内容については、もう既に各学校で行っているところで整備されているところですが、今回、その基本理念と重点事項をきちんともう一度盛り込んで見直しを図っていただくというようなことでありますので、それぞれの学校の災害対策要綱につきましては、もう既に制定されて、それでマニュアルの中にも位置づけているところでございますので、それを見直していただくということでございます。

○委員（津嶋ユウ君）　既に各学校、こういうことに取り組んでいたような気がしたものですから、改めてなのかなと思ったことが一つです。

それから、あと、読ませていただいて、4ページのところで、表記的にこれでいいのかなと思うようなところが二、三あったんですが、そういうのは各学校これをお手本にしているところのままになっているということもありますし、次年度に向けて毎年見直し図るということなの

で、参考までに申し上げてもいいですか。

(「はい」との声あり)

○委員（津嶋ユウ君） すみません。では、4ページの「校長の責務」のところの3の2行目ですけれども、「知識を啓発とともに」とあるんですが、「啓発するとともに」としないと流れが悪いかなと思いました。

それから、2つ目ですが、学校防災マニュアルの作成等のところ、第6条の1行目、「委員会は、本校の実情に則した学校防災マニュアル」云々というところの「実情に則す」のときは、この規則の「則」ではなく、即時の「即」のほうではないかと思います。法律に則すときはこの字で「則る」ですけれどもと思ったんですが、ご確認いただけたらと思います。

それから、もう1か所ですが、第7条で「校長は、大規模な災害が発生し又は発生が予想されるときは」とあるんですが、「発生したとき又は」ではないのかなと思いましたので、そのところもご検討いただけたらと思います。この3か所について疑問に思いましたので、よろしくお願ひします。

○委員長（阿部邦英君） 学校安全推進課長。

○学校安全推進課長（宍戸健悦君） ありがとうございます。それについてはもう一度確認をいたします。

○委員（津嶋ユウ君） 私が間違っているかもしれないんですが、ちょっと気になったところです。

○委員長（阿部邦英君） よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） これはお願いなんですけれども、これは載せなくてもいいんですけれども、5ページの②ですが、必要とする背景及び目的というところで、「他の自然災害等への対応も含めて」と書いてあるんですが、これは活字にしなくてもいいので、ぜひ原発から30キロ圏内にすっぽり入る石巻においては、原発への対応も先生方にしっかりと考えておいていただきたいと思います。事故が起きれば、もう物すごいことになるんですね、30キロ圏内と言われていてすっぽり入るわけですから。この記述をなくして学校安全推進のマニュアルと言えるのかと思います。現在、みんなそういう訓練もされているわけですから、ぜひそれをどこかに必ず表記して、見えないものへの闘いですよね、津波とかそういうものは見えますけれども、原発に関しては見えないものへの恐怖になってしまいますので、対応に当たる先生方にきちんと

と指導・助言をしておいていただきたいと思います。活字にするというよりは、それを常に踏まえていていただきたいということです。30キロ圏内だということを知っていてほしいということと、それから、別紙資料2のところですが、これは文章にする必要はないと思うんですが、当日、3.11のときに、長い間先生方がプライベートな空間を持つことができないままに対処したということで、かなり精神的な疲労度が大きかったと思います。その点、絶対に保護者及びその関係者が入れない先生方の空間を必ず、職員室とかそういう意味ではなくて、とっておいていただきたい。長期にわたるときは、先生方のケアを一に考えないと、災害時は子供たちの指導に当たっていくわけですから、これは各校長先生方にお願いしていただきたい。現場をずっと見てきましたけれども、その結果、これは内々で結構ですので、先生方の空間を確実に確保してほしい。ここに載っていることだけではなくて、そう思いました。

それから、8ページの（3）なんですが、「市災害対策本部に対し、必要に応じて避難所の早期解消・移転を要請できるものとする」という、これは確かにこういうふうにうたっていたかないと、一旦教室に入ってしまうと、もうそこから動かすことがどれだけ難儀なことだったかということは、今回痛感されたかなと思うんです。それで、これは長期になればなるほど、それからお願いしても移動が難しくなるので、子供たちのためのその空間を必ず最初に確保するということを、本当に指導に当たる先生方に、徹底的な指導をしていただきたい。そうしないと学校がなかなか始められない、始まっても公私共が一緒になってしまって、子供たちが戸惑うという場面がたくさんあったかと思いますので、その辺の指導をよろしくお願ひしたいなと思いました。

○委員長（阿部邦英君） 学校安全推進課長。

○学校安全推進課長（宍戸健悦君） ありがとうございます。原子力災害への対応ということにつきましては、今年度も一斉の訓練を行いました。その際にも屋内退避等々の指導もしているところです。

これにつきましては、あと市の危機対策課のほうで原子力の避難計画等々が今後、今検討されているところですので、それとあわせて考えていきたいと思っています。

それから、2点目のスペース、プライベートな空間ということについて、別紙資料2については、その（1）の、特に今回、学校防災推進会議において、町内会長さんのほうから、要援護者等への配慮という配慮を要する方へも、何とかそのスペースを確保しておいていただきたいということがありましたので、これについても改めて入れたところであります。

②のところでは、教育活動スペースとしての普通教室というのを、まず第一義的には除外ス

ペースということにして、ただ、3階、4階への高い場所への避難が必要になった場合には教室も使わざるを得ないため、状況に応じて活用するというようにスペースを事前にいろいろ検討しておくことについては、ここである程度規定しておりますが、今お話しいただいたことについては再度確認していきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（阿部邦英君） よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、なければ、次に進みます。

---

#### 第1回いしのまき復興マラソンの開催について

○委員長（阿部邦英君） 第1回いしのまき復興マラソンの開催について、体育振興課長から報告をお願いいたします。

○体育振興課長（橋本 淳君） それでは、第1回いしのまき復興マラソンの開催についてご説明をいたしますので、表紙番号2、一般事務報告の7ページをご覧願います。

始めに、背景及び目的でございますが、震災前の2010年までの24年間、地元に親しまれ開催してまいりましたシーサイドマラソン（ふれあいマラソン）が、震災以降中止を余儀なくされておりましたが、マラソン大会は本市の一大スポーツイベントであり、青少年から高齢者まで幅広く参加して、スポーツの楽しさや健康づくりに役立ち、参加者同士の交流の場でもありましたことから、マラソン大会を再開するものであります。

マラソン大会の復活は、震災に立ち向かう石巻市の強い意志を表し、震災で寄せられた多くの支援への感謝と復興状況を全国に伝える機会となり、さらには炬火台、1964年東京オリンピックの聖火台でございますが、炬火台に市民及び全国からの参加者が復興の火をともし走り出すことは、震災復興に向け、石巻市民を強く勇気づけるものであります。

次のページに移りまして、主な内容でございますが、石巻市、石巻市教育委員会、河北新報社、N P O 法人石巻市体育協会の4者の主催により開催され、従来からの実施種目のほか、新たにハーフマラソンの部やウォーキングの部を加え、よりグレードアップした大会として開催されます。

6月21日、日曜日に、石ノ森萬画館発着のウォーキングの部が行われ、27日の土曜日には、総合運動公園内周回コースで、2キロ、3キロ、5キロの部、翌28日、日曜日には、総合運動公園発着、稲井地区折り返しの10キロとハーフマラソンを行うこととしております。

全20種目で6,000名の参加を見込んでおり、3月11日から4月30日まで、インターネット及び専用振込書で受け付けております。お手元に添付してございますマラソンのパンフレット、これに郵便振込用の専用用紙がついてございます。

3月11日の受け付け開始から約2週間たってございます。3月24日現在の参加申込者数でございますけれども、ハーフマラソンが632名、10キロが241名、2キロ、3キロ、5キロが、ファミリーとペアの部もございますので、122件で154名、ウォーキングの部が45名で、合計1,040件で1,072名の申し込みとなってございます。

大変申しわけありませんが、参加地区については、ちょっと把握しておりません。

それから、大会実施の影響と効果でございますけれども、新たにハーフマラソンを実施することで、全国から多くの参加者が見込まれ、本市の復興状況を全国に発信でき、マラソンだけでなく、観光や物産市などを開催することにより、参加者に対する本市の観光PRやサービスの向上が図られるものであります。

今後につきましても、実行委員会を開催して、詳細な打ち合わせを行いながら、課題となつてございます駐車場不足などの対応につきましても、参加者の利便性を損なわないよう検討を重ねることとしてございます。

なお、市の負担金として、150万円を予算計上しております。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの報告に対しまして、ご質問等ありましたらお願ひいたします。

よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　それでは、次に報告事項に入ります。

---

#### 報告第4号 専決処分の報告について

○委員長（阿部邦英君）　報告第4号 専決処分の報告についての専決第9号 平成26年度石巻市一般会計補正予算（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君）　それでは、報告第4号 専決処分の報告について、専決第9号 平成26年度石巻市一般会計補正予算（第12号）（教育委員会の事務に係る部分）についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成27年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月26日付で異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本予算案につきましては、平成27年石巻市議会第1回定例会において可決しております。

今回の補正予算は、主に各種事務事業における執行残見込額、歳入予算の確定などにより、予算を補正するものでございます。

それでは、別冊1の1ページから3ページをご覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額に5億8,857万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億3,645万8,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、28ページをご覧願います。

1款教育費、1項教育総務費、3目教育指導奨励費のうち、奨学資金費では3,248万8,000円を減額しておりますが、これは奨学資金貸与採用者が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、6目奨学資金基金費のうち、奨学資金基金費に1,103万9,000円を計上しておりますが、これは震災奨学金給付事業のため寄せられた寄附金及び基金の利子を積み立てる経費を措置したものでございます。

次に、30ページをご覧願います。

2項小学校費、3目学校建設費の2、山下小学校空気調和設備機器等機能復旧事業費に1,690万円を計上しておりますが、これは山下小学校の暖房用ボイラーの一部に、アスベスト含有素材の使用が判明したため、その対策に要する経費を措置したものでございます。

次に、4目東日本大震災関係費のうち、被災児童通学支援事業費では5,200万8,000円を、34ページ、3項中学校費、4目東日本大震災関係費のうち、被災生徒通学支援事業費では5,460万円をそれぞれ減額しておりますが、これは仮設住宅等から通学する被災児童・生徒に対する市内循環型スクールバスの運行経費について、当初予定していた運行台数より少なかつたことによるものでございます。

次に、36ページをご覧願います。

4項高等学校費、3目東日本大震災関係費のうち、高等学校統合整備事業費では1億1,217万5,000円を減額しておりますが、これは桜坂高等学校整備事業に係る工事請負費などの契約

差金によるものでございます。

次に、38ページをご覧願います。

5項幼稚園費、1目幼稚園費の1、私立幼稚園就園奨励費では470万7,000円を減額しておりますが、これは補助対象者数の減少、及び補助対象者のうち低所得者数が減少したことによるものでございます。

次に、42ページをご覧願います。

7項保健体育費、3目学校給食費のうち、学校給食センター運営費では2,863万5,000円を減額しておりますが、これは給食の搬送委託料などの契約差金によるものでございます。

次に、44ページをご覧願います。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費のうち、小学校災害復旧費（移転新築事業）では439万2,000円を、2、中学校災害復旧費（移転新築事業）では831万4,000円をそれぞれ減額しておりますが、これは雄勝地区小・中学校、北上小学校及び渡波中学校の移転新築事業に係る地質調査業務委託料等の契約差金によるものでございます。

次に、3、高等学校災害復旧費では910万2,000円を減額しておりますが、これは桜坂高等学校整備事業に係る工事監理費や仮設校舎借り上げ料等の契約差金によるものでございます。

次に、繰越明許についてご説明申し上げますので、46ページをご覧願います。

山下小学校空気調和設備機器等機能復旧事業、複合文化施設整備事業、中学校災害復旧事業（移転新築事業）、48ページ、中学校災害復旧事業について、事業実施のスケジュール上、年内に完了しないため繰越明許費を設定するものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げますので、50ページをご覧願います。

かなんパークゴルフ場管理運営業務については、平成27年度から5年間、指定管理による管理運営を継続するため債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入につきましては、事業の事業費の確定などによる歳出予算とあわせた整理がほとんどでありますので、それ以外の事項についてご説明申し上げます。

10ページにお戻り願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、5節社会教育費補助金の1、がんばる地域交付金（中央公民館改修事業）に3,533万2,000円を計上しておりますが、これは国の地域活性化に向けた事業として採択されたことに伴い、国からの交付金を措置したものでございます。

次に、18ページをご覧願います。

17款寄附金、1項寄附金、4目教育費寄附金、1節教育総務費寄附金のうち、奨学資金費寄附金に1,103万9,000円を計上しておりますが、これは震災奨学金に対して寄せられた寄附金を措置したものでございます。

次に、2節社会教育費寄附金のうち、市民文化ホール建設費寄附金に10万円を計上しておりますが、これは市民文化ホール建設に対して寄せられた寄附金を措置したものでございます。

次に、5目災害復旧費寄附金、1節災害復旧費寄附金に89万円を計上しておりますが、これは震災に伴い、学校教育に対して寄せられた寄附金を措置したものでございます。

次に、22ページをご覧願います。

20款諸収入、3項貸付金元金収入、5目教育費貸付収入、1節教育総務費貸付収入の1、奨学資金貸付金元金収入に1,569万3,000円を計上しておりますが、これは奨学資金貸付金の繰り上げ償還等により増額となった分を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対して、ご質疑等ありましたらお願ひいたします。  
ございませんか。

（発言する者なし）

---

#### 報告第5号 専決処分の報告について

○委員長（阿部邦英君）　では、なければ、次に、報告第5号 専決処分の報告についての専決第10号 平成27年度石巻市一般会計補正予算（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君）　それでは、報告第5号 専決処分の報告について、専決第10号 平成27年度石巻市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会の事務に係る部分）についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成27年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、3月18日付で異議のない旨専決処分を行いましたので報告するものでございます。

なお、本予算案につきましては、平成27年石巻市議会第1回定例会において可決しております。

今回の補正予算は、東日本大震災復興交付金により事業化する各種事業に要する経費を措置

したものでございます。

それでは、別冊 2 の 1 ページから 3 ページをご覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額に 1 億 8,260 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132 億 1,009 万 2,000 円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、6 ページをご覧願います。

10 款教育費、2 項小学校費、4 目東日本大震災関係費の 1、雄勝地区小学校統合移転新築事業費に 605 万円を、8 ページ、3 項中学校費、4 目東日本大震災関係費の 1、雄勝地区中学校統合移転新築事業費に 605 万円を計上しておりますが、これは雄勝地区統合小・中学校の敷地内に整備予定の観察の森、観察の水辺に係る実施設計に要する経費を措置したものでございます。

次に、10 ページをご覧願います。

6 項社会教育費、13 目東日本大震災関係費の 1、震災文化財等保護管理費に 1 億 7,050 万円を計上しておりますが、これはかんけい丸保存活用事業として、歴史的建造物の修繕・保存をするとともに、文化財展示スペース等を新たに整備するための経費を措置したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4 ページにお戻り願います。

18 款繰入金、1 項基金繰入金、9 目東日本大震災復興交付金基金繰入金に 1 億 2,902 万 6,000 円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております事業に係る基金からの繰入金を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいいたします。

ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君）　なければ、次に審議事項に入ります。

---

第 14 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行  
に伴う関係規則の整理に関する規則

第 19 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行  
に伴う関係訓令の整理に関する訓令

○委員長（阿部邦英君） 第14号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則及び第19号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令については関連がありますので、一括議題として審議したいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第14号議案及び第19号議案については、一括して審議をいたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、ただいま一括上程されました第14号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則及び第19号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、関連する規則及び訓令を整備するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

始めに、第14号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則についてご説明いたしますので、表紙番号1の9ページから10ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表の1ページから9ページをご覧願います。

始めに、第1条、石巻市教育委員会公告式規則の一部改正についてご説明いたします。

第1条は、法改正により引用条項を改めるものでございます。

第2条は、教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

次に、第2条、石巻市教育委員会会議規則の一部改正についてご説明いたします。

目次につきましては、会議録の公開について規定する「第25条の2」を追加することにより、第4章の範囲を改めるものでございます。

第1条は、法改正により引用条項を改めるものでございます。

第2条から第25条、第26条及び第27条は、教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

第25条の2は、会議録の公表が努力義務とされたことから、新たに規定するものでございます。

次に、第3条、石巻市教育委員会傍聴人規則の一部改正についてご説明いたします。

教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項は、本規則の施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、石巻市教育委員会公告式規則、石巻市教育委員会会議規則及び石巻市教育委員会傍聴人規則の経過措置について定めたものであり、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第2条第1項により、施行の際に現に在職する教育長については、教育委員としての任期中に限り、従前の例により在職することから、本規則による改正後の公告式規則等の規定の一部について適用しないこととするものでございます。

次に、第19号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令についてご説明いたしますので、表紙番号1の16ページから17ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表の18ページから22ページをご覧願います。

始めに、第1条、石巻市教育委員会公印規程の一部改正についてご説明いたします。

教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、「委員長印及び委員長職務代行者印」の項を削除し、また、「教育長職務代行者印」を「教育長職務代行委員印」と改めるものでございます。

次に、第2条、初任者研修に係る宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱いに関する要綱の一部改正についてご説明いたします。

教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

次に、第3条、石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱の一部改正についてご説明いたします。

法改正により、引用条項を改めるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項は、本訓令の施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、石巻市教育委員会公印規程の経過措置について定めたものであり、改正後の

地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第2条第1項により、施行の際に、現に在職する教育長については、教育委員としての任期中に限り、従前の例により在職することから、改正後の別表2の規定は適用しないこととするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願ひいたします。

ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君）　ないようでしたら、第14号議案　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則及び第19号議案　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　異議がありませんので、第14号議案及び第19号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第15号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

○委員長（阿部邦英君）　次に、第15号議案　石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君）　それでは、ただいま上程されました第15号議案　石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、関連する規則を整備するものでございます。

また、平成27年4月1日より、石巻市立桜坂高等学校の開校及び石巻市立湊こども園が開園することに伴い、条文の整理をあわせて行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の11ページから12ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表の10ページから12ページをご覧願います。

始めに、第3条は、法改正により引用条項を改めるものでございます。

次に、第8条は、桜坂高等学校の開校に伴う事務局の組織から桜坂高等学校開設準備室を削

るものでございます。

次に、第9条は、新たに義務づけられました教育の総合的な施策である大綱の策定に関する事務を教育総務課の分掌事務に加えるものでございます。

次に、第10条は、学校教育課の分掌事務に幼保連携型認定こども園の管理運営についての指導・助言に関するなどを加えるものでございます。

次に、第14条は、桜坂高等学校の開校に伴い、桜坂高等学校開設準備室の分掌事務について規定していた同条を削るものでございます。

また、第14条を削ることに伴い、第15条を第14条に、第15条の2を第15条に繰り上げるものでございます。

次に、第17条第4項は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときに、事務局長が教育長の職務代行を行うことを規定したものでございますが、教育長があらかじめ指名する委員がその職務を行うこととなつたため削るものでございます。

次に、第21条第4号は、高等学校の名称と位置を定めたものでございますが、石巻市立女子高等学校と石巻市立女子商業高等学校の統合により、石巻市立桜坂高等学校に改めるものでございます。

次に、別表第3は、教育総務課が所管する補助執行事務に、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関するなどを新たに加えるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項は、本規則の施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、経過措置について定めたものであり、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第2条第1項により、施行の際に現に在職する教育長については、教育委員としての任期中に限り、従前の例により在職することから、本規則の第17条第4項を削る規定は適用しないこととするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君）　ないようでしたら、第15号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　それでは、異議がありませんので、第15号議案については原案のと

おり可決いたします。

---

#### 第16号議案 石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

○委員長（阿部邦英君） 次に、第16号議案 石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、ただいま上程されました第16号議案 石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が平成27年4月1日に施行されることに伴い、関連する規則を整備するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の13ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表の13ページをご覧願います。

始めに、第1条は、法改正により引用条項を改めるものでございます。

次に、第2条は、教育委員会の議決事項として、石巻市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定、その他教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市の規則で定めるものの実施については意見を申し出ること。また、当該規則の制定又は改廃については意見を申し出ることができる旨を新たに加えるものでございます。

次に、第4条は、教育委員会による教育長に対する指揮監督権について規定した改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条の規定が削除されたことから、教育長が専決する際、事案に疑義がある場合に教育委員会の指示を受けなければならないと規定したものを、承認を得なければならないことに改めるものでございます。

次に、第5条は、教育長に委任された事務について、教育委員会への報告義務が新たに定められたことから、その報告内容に疑義がある場合の事務の是正及び教育委員会が必要があると認めたときは、教育長に委任した事務を変更し、又は解除することができる旨を新たに規定するものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項は、本規則の施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、経過措置について定めるものであり、改正後の地方教育行政の組織及び運営

に関する法律附則第2条第1項により、施行の際に現に在職する教育長については、教育委員としての任期中に限り、従前の例により在職することから、本規則の第4条第2項及び第5条の規定は適用しないこととするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第16号議案 石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がありませんので、第16号議案については原案のとおり可決いたします。

---

### 第17号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

○委員長（阿部邦英君） 次に、第17号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） ただいま上程されました第17号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

今年度をもって統合を予定している門脇小学校、飯野川第一小学校及び飯野川第二小学校の通学区域につきましては、平成26年石巻市教育委員会第7回定例会において、同規則の一部改正を行ったところですが、門脇小学校の通学区域が平成27年度より石巻小学校の通学区域となることに伴い、石巻中学校及び門脇中学校の通学区域に変更が生じますことから、同規則を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の14ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表15ページをご覧願います。

別表中、石巻中学校の項に、現行の門脇小学校の通学区域を加え、門脇中学校の項から、現行の門脇小学校の通学区域を削るものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は、施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、経過措置について定めるものであり、改正後の別表、石巻中学校及び門脇中学校の項の規定は、平成28年4月1日以降に入学する生徒に適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対して、ご質疑等ござりますか。  
ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君）　では、ないようでしたら、第17号議案　石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　異議がありませんので、第17号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第18号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則

○委員長（阿部邦英君）　次に、第18号議案　石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則を議題といたします。

桜坂高等学校開設準備室長から説明をお願いします。

○桜坂高等学校開設準備室長補佐（高橋正能君）　ただいま上程されました第18号議案　石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

表紙番号1の15ページをお開き願います。あわせて表紙番号3、規則等新旧対照表の17ページをご覧願います。

石巻市立桜坂高等学校の平成28年度入学者選抜を実施するに当たり、第1学年の募集定員を、普通科200人と定めるとともに、第2学年は、平成27年度の入学生が進級により第2学年となることから、普通科200人、第3学年は、統合前の2校の生徒が進級して第3学年となることから、普通科160人、商業科80人と、それぞれ別表の生徒定員を改めるため、石巻市立高等学校学則の一部を改正するものであります。

施行期日につきましては、附則で、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。  
以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部邦英君）　ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願ひいたします

す。

ございませんね。

(発言する者なし)

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第18号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第18号議案については原案のとおり可決いたします。

---

## 第20号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君） 次に、第20号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、ただいま上程されました第20号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成27年4月1日に石巻市立桜坂高等学校が開校することに伴い、桜坂高等学校開設準備室を廃止することとなるため、関連する規定を整備するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の18ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表23ページから24ページをご覧願います。

始めに、第1条、石巻市教育委員会決裁規程の一部改正についてご説明いたします。

別表につきましては、専決者の専決事項について規定しておりますが、桜坂高等学校開設準備室が廃止となることから、桜坂高等学校開設準備室長の専決事項について定めた項を削除するものでございます。

次に、第2条、石巻市教育委員会文書取扱規程の一部改正についてご説明いたします。

第5条第2項の表は、各課の文書主任を定めたものでございますが、桜坂高等学校開設準備室の項を削除するものでございます。

別表につきましては、文書に表示する文書記号と略字を規定しておりますが、桜坂高等学校

開設準備室の廃止及び石巻市立桜坂高等学校の開校に伴い内容を整理するものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第20号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第20号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第21号議案 石巻市立高等学校教科書選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君） 次に、第21号議案 石巻市立高等学校教科書選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を議題といたします。

桜坂高等学校開設準備室長から説明をお願いします。

○桜坂高等学校開設準備室長補佐（高橋正能君） ただいま上程されました第21号議案 石巻市立高等学校教科書選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

表紙番号1の19ページをお開き願います。あわせて表紙番号3、新旧対照表の25ページをご覧願います。

市立高等学校で使用する教科書につきましては、学校に設置された教科書選定委員会が選定を行い、その報告を受けて教育委員会が採択しております。

平成27年度に使用する石巻市立桜坂高等学校の教科書につきましては、平成26年度中に統合する2校の協議により選定しておりますが、平成28年度以降につきましては、桜坂高等学校に選定委員会を設置し選定することから、構成メンバー等を改めるため石巻市立高等学校教科書選定委員会設置要綱の一部を改正するものであります。

改正の具体的な内容でありますが、第3条の組織については、委員長を「桜坂高等学校開設準備室長」から「石巻市立桜坂高等学校教頭」に、副委員長を「石巻市立女子商業高等学校長」から「石巻市立桜坂高等学校教務主任」に、委員を「石巻市立女子高等学校及び石巻市立女子商業高等学校の教頭、教務主任及び各教科会の代表」から「石巻市立桜坂高等学校の各教

科会の代表」とするものであります。

第6条では、委員を「石巻市立女子高等学校及び石巻市立女子商業高等学校の各教科会の教諭」から「石巻市立桜坂高等学校の各教科会の教諭」とするものであります。

第7条では、委員会及び審査会の庶務を、これまでの「桜坂高等学校開設準備室」から「石巻市立桜坂高等学校」において処理するものであります。

施行期日につきましては、附則で、平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第21号議案 石巻市立高等学校教科書選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第21号議案については原案のとおり可決いたします。

---

## 第22号議案 石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令

## 第23号議案 石巻市特別支援教育コーディネーター連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君） 次に、第22号議案 石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令及び第23号議案 石巻市特別支援教育コーディネーター連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令、これについては関連がありますので、一括議題として審議したいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第22号議案及び第23号議案については、一括して審議をいたします。

学校教育課長から説明をお願いいたします。

○学校教育課長（今泉良正君） それでは、ただいま上程されました第22号議案 石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令及び第23号議案 石巻市特別支援教育コーディネーター連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令について、一括でご説明申し上げます。

本案件は、平成27年4月に石巻市立湊こども園が開園することに伴い、当該委員会及び協議

会委員として幼保連携型認定こども園からの選出を想定した整備を行おうとするものです。

それでは、表紙番号1の20ページ、及び表紙番号3の26ページをお開き願います。

石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱第3条本文に、委員の人数を1名追加し、なお、

「前各号に掲げる者のほか、教育長が特に必要と認める者」として第2項に追加しております。

次に、表紙番号1の21ページ、及び3の27ページをご覧願います。

石巻市特別支援教育コーディネーター連絡協議会設置要綱においては、既に規定されている委員数72人以内を変更せず、「前各号に掲げる者のほか、教育長が特に必要と認める者」として第2項に追加しております。

施行期日につきましては、いずれも附則で平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ござりますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第22号議案 石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令及び第23号議案 石巻市特別支援教育コーディネーター連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第22号議案及び第23号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第24号議案 石巻市学校防災推進会議設置要綱の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君） 次に、第24号議案 石巻市学校防災推進会議設置要綱の一部を改正する訓令を議題といたします。

学校安全推進課長から説明をお願いします。

○学校安全推進課長（宍戸健悦君） それでは、私から、第24号議案 石巻市学校防災推進会議設置要綱の一部を改正する訓令についてご説明いたします。

本案件は、平成27年4月に石巻市立湊こども園が開園することに伴い、当推進委員会設置要綱の第1条の中に「、高等学校及び幼保連携型認定こども園」を追加するものでございます。

附則といたしまして、この訓令は、平成27年4月1日から施行するものといたします。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第24号議案 石巻市学校防災推進会議設置要綱の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第24号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第25号議案 石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会設置要綱を廃止する訓令

○委員長（阿部邦英君） 次に、第25号議案 石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会設置要綱を廃止する訓令を議題といたします。

桜坂高等学校開設準備室長から説明をお願いします。

○桜坂高等学校開設準備室長補佐（高橋正能君） ただいま上程されました第25号議案 石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会設置要綱を廃止する訓令についてご説明申し上げます。

表紙番号1の23ページをご覧願います。

市立高等学校2校を統合して、平成27年4月より開校する桜坂高等学校の開設準備につきましては、両校の教職員の代表により組織する委員会を設置し、これまで準備作業を進めてまいりました。

このたび平成27年4月の桜坂高等学校開設に伴い、当準備委員会の所期の目的を達成したことから、石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会設置要綱を廃止するものであります。

施行期日につきましては、附則で、平成27年4月1日から施行しようとするものであります。  
以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第25号議案 石巻市立桜坂高等学校開設準備委員会設置要綱を廃止する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第25号議案については原案のとおり可決いたします。

---

## 第26号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第26号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とします。

体育振興課長から説明をお願いいたします。

○体育振興課長（橋本 淳君） ただいま上程されました第26号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げますので、表紙番号1の定例会議案24ページをご覧願います。

今回の委嘱につきましては、スポーツ基本法第32条第1項及び石巻市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定により委嘱しております。

石巻市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委嘱するものでございます。

委員委嘱につきましては、本規則第3条において、委員は90人以内と定めておりますことから、25ページから28ページに掲げます本庁地区11名、河北地区7名、雄勝地区4名、河南地区8名、桃生地区9名、北上地区8名、牡鹿地区3名の計50名の委員の委嘱について承認をお願いするものであります。このうち女性委員につきましては10名で、全体の20%の割合になってございます。

また、委員の任期につきましては、本規則第5条の規定により、2年以内となっておりますことから、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとしております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第26号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第26号議案については原案のとおり可決いたします。

---

## 第27号議案 職員の処分について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第27号議案 職員の処分についてを議題といたします。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

第27号議案 職員の処分については、人事案件ですので、秘密会として審議することとして

よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長（阿部邦英君） それでは、第27号議案は秘密会で審議することといたします。

○事務局（石井透公君） 委員及び関係説明員以外の方々は退席をお願いします。

---

(秘密会開催)

---

### その他

○委員長（阿部邦英君） それでは、その他に入ります。

初めに、委員方からございますか。

(発言する者なし)

○委員長（阿部邦英君） 各課長方から何かありましたらお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（橋本 淳君） それでは、私のほうから桃生野球場の整備についてご報告をいたします。

添付のA 4 の資料をご覧願います。

日本プロ野球選手会におきまして、東日本大震災復興支援として、再び野球ができる環境支援を目的に支援活動を行っておりまして、今回、本市に対して野球場整備協力の申し出がありましたので、主に石巻地区中学校野球連盟が利用しております桃生野球場の整備をお願いしたところでございます。

支援内容につきましては、施設の整備に要する経費を400万円以内で支援し、整備の内容につきましては一任することでしたので、地区中学校野球連盟と協議し、グラウンド整備とスコアボードのS B O表示の改修を行うこととしました。

グラウンドの整備費用として216万円。整備内容といたしましては、内外野の境の芝の段差の解消と張りかえ、それからグラウンド整地、外野守備位置の芝の張りかえを行い、現在、芝の養生中であり、4月中旬まで休場し、その間にグラウンドの整地を行うこととしてございます。

スコアボードの改修費用としましては183万6,000円。改修内容につきましては、これまでのS B O表示をB S O表示に改修し、ストライク、ボール、アウトの表示でございます。それから、それに係わります操作卓の新設を行ってございます。

添付資料では、文字入れと操作卓の設置について、今後となってございますが、現在は完了しております。あとは、グラウンド整地を残すだけとなっております。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君） 桃生野球場の整備内容について、特に質問ありますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、そのほか課長方からありましたらお願ひします。  
ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、次回の4月定例会の日程等についてお願ひをいたします。

○事務局（石井透公君） 次回、4月の定例会につきましては、4月30日木曜日、午後1時30分から開催する予定です。場所につきましては、本庁舎4階、庁議室で開催いたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部邦英君） よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3時37分閉会

---

教育委員長 阿 部 邦 英  
署名委員 津 嶋 ユ ウ